

## 特集

# 会社法務の相談録

## <前編> 成年後見制度を利用した事業承継

司法書士

富田 敏雄・藤井 孝治・藤澤 繁男

藤延 純・牧田 亮

## はじめに

急速な高齢化が進む中、わが国の認知症高齢者数は、統計調査データによると、平成22年時点で65歳以上の高齢者の9.5%にあたる約280万人<sup>\*1</sup>、平成24年時点では15%にあたる約462万人<sup>\*2</sup>に上ると推計され、今後も増加が予想されています。

これに合わせるかのように成年後見関係事件の申立件数は平成24年度で34,689件に上り、過去5年間だけみても毎年約10%ずつ増加しています。<sup>\*3</sup>

今や成年後見は普通に誰でもその利用検討を迫られる制度といえます。

そこで、今号では成年後見制度利用に関する様々な疑問点について、次号では会社経営の際に想定される問題点について一例を取り上げ、それぞれ会話形式でわかりやすく解説していきたいと思えます。

## 1 成年後見制度の概要と変遷

平成12年4月に施行された成年後見制度は、認知症高齢者、精神障がい者等をサポートする法律の一つです。成年後見制度は、精神上の障害によって判断能力を失った、又は不足する人がその能力を補うために利用する制度で、判断能力の度合いにより、成年後見(民法7条)・保佐(民法11条)・補助(民法15条)と3つの類型の開始が法定されています。

平成12年に改正民法が施行される以前には、禁治産・準禁治産の規定がありました。しかし、戸籍に記載されること、差別的な偏見を持たれるこ

とが制度利用を妨げていたこともあり、本人の人権保障に重きを置いた成年後見制度に生まれ変わったのです。

成年後見に関連する業務は、会社登記、不動産登記、裁判(簡裁代理)、会社法務等と同様に、司法書士の業務でもあります。そして、平成24年度には、親族以外の第三者(司法書士、弁護士など)を後見人とする割合が約51.5%と制度開始後初めて、親族が後見人に就任する割合を上回りました。<sup>※3</sup>

- ※1 平成24年8月24日老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室報道発表資料「認知症高齢者数について」より
- ※2 厚生労働省研究班(代表者・朝田隆筑波大学教授)の調査より
- ※3 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成24年1月～12月」より

## 2 会社法務の相談録

### ケース設定

役員	会社	株主
代表取締役社長 私	資本金 1,000万円	父 80歳 80株
取締役会長 父(代表権無)	発行済み株式の総数 200株	私 55歳 70株
専務取締役 長男(代表権無)	定款には株式の譲渡制限規定があり	妻 53歳 30株
監査役 妻	取締役会設置会社 監査役設置会社	長男 26歳 20株

社長の父親(現在の会長)は個人事業主として工場を営んでいた。平成8年には会社を設立して株式会社とした。その後会社は順調に利益を出し続けたが、会長は事業を譲りたいと考え、平成19年に現在の社長を代表取締役社長とし、自らは取締役会長とした。

社長は代表取締役に就任したものの経営・法務・組織いずれも課題は山積している。

そんなさなかの、司法書士(司)と社長(社)の会話です。

### (1) 成年後見制度

この章では、成年後見制度の利用を検討しなければならないケース、利用の判断のポイント、成年後見人は親族とすべきか専門職とすべきか、成年後見人への報酬、選任の申立ての際の注意点等について、一部図表を交えて解説していきます。

## 会社法務の相談録

《会社会議室にて》

司：「こんにちは。前回の取締役会では大きな方針が決まりましたが、その後状況はいかがですか？」

社：「それが大変だったのです。先生にも同席戴いて方針を決定した取締役会のちょうど2日後に、父が自宅で転倒して足首を剥離骨折して入院したのです。当初は元気でしたのですぐに退院できるだろうと思っていたのですが、急激に気力が萎えていって今では会話もできないのです。医師は認知症というのですが、あんなに元気だったのに信じられません。」

司：「そうでしたか。それにしても突然ですね。会長の早期の回復を願います。ですが認知症となりますと、会長の株式を会社が買い取る件が難しいことになりますね。」

社：「そうなのです。遊休土地(会社と父の共有)の売却代金を原資として父から株式を買い取る方針でしたが、相談をした不動産仲介業者に今のままでは売却は難しいだろうと言われました。」

司：「やはりそうですか。会話ができず認知症ですからね。売買の移転登記をする買主側の司法書士も成年後見制度の利用を強く勧めるでしょう。」

社：「そこで、成年後見制度を利用しようと考えているのですが、先生の意見を聞かせてください。」

司：「そうですね。今回のケースでは成年後見制度の利用を積極的に検討すべきです。ですが、成年後見制度は安易には選択できません。制度のポイントを押さえた上での判断が大切です。」

### 成年後見制度のポイント

1. 一旦成年後見制度が開始すると本人の事理弁識能力が回復するか死亡するまで続く(※売買の時のみの代理人ではない)
2. 成年後見人の事務は成年被後見人に関する事務全般にわたる
3. 司法書士などの専門職成年後見人には、通常は成年被後見人の財産から報酬が支出される
4. 親族後見人とするか専門職後見人とするかの判断